010392.012	〔2〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	B15*		B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010392.020	〔3〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B15		8.0%	7.4%	6.9%	6.4%	5.8%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）																									
	哺乳類																									
0106.12	くじら目、海牛目及び鰭脚下目																									
010612.010	－ くじら目及び海牛目		X																							
	第2類　肉及び食用のくず肉																									
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																									
020110.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	R1	SG1*, S	27.5%	26.7%	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	
020120.000	その他の骨付き肉	38.5%	R1	SG1*, S	27.5%	26.7%	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	
0201.30	骨付きでない肉																									